

(表 1)

利用者階層別料金表 (一人部屋) ～併用支払い方式 100 型～

令和元年 10 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービスの提 供に要する 費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	29,167	10,000	46,940	2,150	88,257
2	1,500,001～1,600,000 円	29,167	13,000	46,940	2,150	91,257
3	1,600,001～1,700,000 円	29,167	16,000	46,940	2,150	94,257
4	1,700,001～1,800,000 円	29,167	19,000	46,940	2,150	97,257
5	1,800,001～1,900,000 円	29,167	22,000	46,940	2,150	100,257
6	1,900,001～2,000,000 円	29,167	25,000	46,940	2,150	103,257
7	2,000,001～2,100,000 円	29,167	30,000	46,940	2,150	108,257
8	2,100,001～2,200,000 円	29,167	35,000	46,940	2,150	113,257
9	2,200,001～2,300,000 円	29,167	40,000	46,940	2,150	118,257
10	2,300,001～2,400,000 円	29,167	45,000	46,940	2,150	123,257
11	2,400,001～2,500,000 円	29,167	50,000	46,940	2,150	128,257
12	2,500,001～2,600,000 円	29,167	57,000	46,940	2,150	135,257
13	2,600,001～2,700,000 円	29,167	64,000	46,940	2,150	142,257
14	2,700,001～2,800,000 円	29,167	68,200	46,940	2,150	146,457
15	2,800,001～2,900,000 円	29,167	68,200	46,940	2,150	146,457
16	2,900,001～3,000,000 円	29,167	68,200	46,940	2,150	146,457
17	3,000,001～3,100,000 円	29,167	68,200	46,940	2,150	146,457
18	3,100,001～3,200,000 円	29,167	68,200	46,940	2,150	146,457

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を 8,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 100 型の場合：1,000,000 円 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が上記料金表の①管理費となります。
途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。
その計算方法は、以下の様な式で致します。

払い戻し額 = 1,000,000 円 - (4,166 円 × 利用期間月数)

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。

(表 2)

利用者階層別料金表 (一人部屋) ～併用支払い方式 30 型～

令和元年 10 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービス の提供に要 する費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	32,084	10,000	46,940	2,150	91,174
2	1,500,001～1,600,000 円	32,084	13,000	46,940	2,150	94,174
3	1,600,001～1,700,000 円	32,084	16,000	46,940	2,150	97,174
4	1,700,001～1,800,000 円	32,084	19,000	46,940	2,150	100,174
5	1,800,001～1,900,000 円	32,084	22,000	46,940	2,150	103,174
6	1,900,001～2,000,000 円	32,084	25,000	46,940	2,150	106,174
7	2,000,001～2,100,000 円	32,084	30,000	46,940	2,150	111,174
8	2,100,001～2,200,000 円	32,084	35,000	46,940	2,150	116,174
9	2,200,001～2,300,000 円	32,084	40,000	46,940	2,150	121,174
10	2,300,001～2,400,000 円	32,084	45,000	46,940	2,150	126,174
11	2,400,001～2,500,000 円	32,084	50,000	46,940	2,150	131,174
12	2,500,001～2,600,000 円	32,084	57,000	46,940	2,150	138,174
13	2,600,001～2,700,000 円	32,084	64,000	46,940	2,150	145,174
14	2,700,001～2,800,000 円	32,084	68,200	46,940	2,150	149,374
15	2,800,001～2,900,000 円	32,084	68,200	46,940	2,150	149,374
16	2,900,001～3,000,000 円	32,084	68,200	46,940	2,150	149,374
17	3,000,001～3,100,000 円	32,084	68,200	46,940	2,150	149,374
18	3,100,001～3,200,000 円	32,084	68,200	46,940	2,150	149,374

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を 8,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 30 型の場合: 300,000 円 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が上記料金表の①管理費となります。
途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。
その計算方法は、以下の様な式で致します。

$$\text{払い戻し額} = 300,000 \text{ 円} - (1,250 \text{ 円} \times \text{利用期間月数})$$

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。

(表 3)

利用者階層別料金表 (二人部屋) ～併用支払い方式 175 型～

令和元年 10 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービス の提供に要 する費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	25,521	10,000	46,940	2,150	84,611
1'	1,500,000 円以下 (夫婦)	25,521	7,000	46,940	2,150	81,611
2	1,500,001～1,600,000 円	25,521	13,000	46,940	2,150	87,611
3	1,600,001～1,700,000 円	25,521	16,000	46,940	2,150	90,611
4	1,700,001～1,800,000 円	25,521	19,000	46,940	2,150	93,611
5	1,800,001～1,900,000 円	25,521	22,000	46,940	2,150	96,611
6	1,900,001～2,000,000 円	25,521	25,000	46,940	2,150	99,611
7	2,000,001～2,100,000 円	25,521	30,000	46,940	2,150	104,611
8	2,100,001～2,200,000 円	25,521	35,000	46,940	2,150	109,611
9	2,200,001～2,300,000 円	25,521	40,000	46,940	2,150	114,611
10	2,300,001～2,400,000 円	25,521	45,000	46,940	2,150	119,611
11	2,400,001～2,500,000 円	25,521	50,000	46,940	2,150	124,611
12	2,500,001～2,600,000 円	25,521	57,000	46,940	2,150	131,611
13	2,600,001～2,700,000 円	25,521	64,000	46,940	2,150	138,611
14	2,700,001～2,800,000 円	25,521	68,200	46,940	2,150	142,811
15	2,800,001～2,900,000 円	25,521	68,200	46,940	2,150	142,811
16	2,900,001～3,000,000 円	25,521	68,200	46,940	2,150	142,811
17	3,000,001～3,100,000 円	25,521	68,200	46,940	2,150	142,811
18	3,100,001～3,200,000 円	25,521	68,200	46,940	2,150	142,811

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を二人分で 14,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 175 型の場合：1,750,000 円／二人分 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が、上記料金表の一人当たりの①管理費となります。途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。

その計算方法は、以下の様な式で致します。

払い戻し額 = 1,750,000 円 - (3,645 円 × 二人 × 利用期間月数)

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。

(表 4)

利用者階層別料金表 (二人部屋) ～併用支払い方式 50 型～

令和元年 10 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービス の提供に要 する費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	28,125	10,000	46,940	2,150	87,215
1'	1,500,000 円以下 (夫婦)	28,125	7,000	46,940	2,150	84,215
2	1,500,001～1,600,000 円	28,125	13,000	46,940	2,150	90,215
3	1,600,001～1,700,000 円	28,125	16,000	46,940	2,150	93,215
4	1,700,001～1,800,000 円	28,125	19,000	46,940	2,150	96,215
5	1,800,001～1,900,000 円	28,125	22,000	46,940	2,150	99,215
6	1,900,001～2,000,000 円	28,125	25,000	46,940	2,150	102,215
7	2,000,001～2,100,000 円	28,125	30,000	46,940	2,150	107,215
8	2,100,001～2,200,000 円	28,125	35,000	46,940	2,150	112,215
9	2,200,001～2,300,000 円	28,125	40,000	46,940	2,150	117,215
10	2,300,001～2,400,000 円	28,125	45,000	46,940	2,150	122,215
11	2,400,001～2,500,000 円	28,125	50,000	46,940	2,150	127,215
12	2,500,001～2,600,000 円	28,125	57,000	46,940	2,150	134,215
13	2,600,001～2,700,000 円	28,125	64,000	46,940	2,150	141,215
14	2,700,001～2,800,000 円	28,125	68,200	46,940	2,150	145,415
15	2,800,001～2,900,000 円	28,125	68,200	46,940	2,150	145,415
16	2,900,001～3,000,000 円	28,125	68,200	46,940	2,150	145,415
17	3,000,001～3,100,000 円	28,125	68,200	46,940	2,150	145,415
18	3,100,001～3,200,000 円	28,125	68,200	46,940	2,150	145,415

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を二人分で 14,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 175 型の場合：500,000 円／二人分 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が、上記料金表の一人当たりの①管理費となります。途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。

その計算方法は、以下の様な式で致します。

払い戻し額 = 500,000 円 - (1,041 円 × 二人 × 利用期間月数)

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。